

## 03 次世代の「守り手」を募集します！

町農業委員会では、任期が7月19日に満了となることから、地域の農地を守り生かしていく新たな委員を募集します。地域の農業者や農業団体、自治区などからの推薦だけでなく、公募も行います。あなたの力を貸してください。

## 応募資格(求める人物像)

## 農業委員

- 農業に関する専門的な知識や識見を持つ人
- 農地利用の最適化をはじめとする農業委員会の職務全般について、適切かつ責任を持って遂行できる人

※次のいずれかに該当する人は、委員となることができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

## 主な職務内容

## 会議での審議と、現場での活動が中心となります。

- 農地の売買や貸し借りについての審査・許可
- 農地を、宅地や駐車場など「農地以外」の目的に変える（転用）際の審議
- 耕作放棄地の発生防止や解消のための見回りや指導
- 農地利用の最適化の推進・支援
- その他、法律に基づく農業委員会の仕事



※現地調査、定例総会は月に1回開催。年数回の研修あり

## 報酬

## 年額22万円

(農地利用の最適化の達成状況に応じて、能率給が支給される場合あり)

## 任期

7月20日(月)～  
令和11年7月19日(木)まで  
(3年間)

## 募集人数

【農業委員】12人  
【農地利用最適化推進委員】17人

## 選考方法

## 農業委員

3月中旬に選考委員会で書類審査を行います（※必要に応じて面接を行う場合があります）。その後、町議会の同意を得て、町長が任命します。

## 農地利用最適化推進委員

3月中に農業委員会で書類審査・評価を行います。その後、農業委員会の同意を得て選任します。

## 提出書類

## 農業委員

- 大津町農業委員会の委員の（推薦・応募）書類
- 大津町農業委員候補者同意書
- 住民票（本籍記載のもので、発行から提出まで3ヵ月以内のもの）

## 農地利用最適化推進委員

- 大津町農地利用最適化推進委員の（推薦・応募）書類
- 大津町農地利用最適化推進委員候補者同意書
- 住民票（本籍記載のもので、発行から提出まで3ヵ月以内のもの）

※①と②の様式は、町ホームページか  
町農業委員会窓口で配布

ホームページは  
こちら▶



## 募集期間

2月10日(火)午前9時～3月10日(火)午後5時(必着)

## 応募方法

町農業委員会まで持参または郵送

## 情報の公表

受付期間の中間と終了後に、町ホームページで以下の内容を公表します。

推薦を受けた人・応募した人の氏名、年齢、職業、性別、経歴、農業経営の状況、認定農業者であるか否かの別、推薦団体の名称、農地利用最適化推進委員（農業委員）への応募状況、推薦・応募理由

## 01 自分の農地であっても無断で転用・売買・貸借するのは法律違反です

「自分の土地だから、許可や届け出をしなくても自由に転用したり売ったり貸したりしてもいい」と思っている人はいませんか？実は、農地の転用・売買・貸借は、法律によって制限がかかっています。所有者の一存で農地の転用・売買・貸借はできません。



## 許可を受けずに転用・売買・貸借をした場合

## 3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金の罰則対象になることがあります。

また、原形復旧（農地の状態に戻す）するよう命じられることもあります。すでに許可を受けずに転用・売買・貸借をしてしまった、という場合でも、追認許可できることもあります。まずはご相談ください。

## 02 農地の貸し借りは「農地バンク」で安心・安全に！

「高齢で耕作が難しい」「相続したけれど使い道がない」そんな農地を、意欲ある担い手（受け手）へつなぐ公的な仕組みが「農地バンク（農地中間管理機構）」です。



令和7年4月から、農地の貸し借りは原則として農地バンクを通じた手続きに一本化されました。熊本県（農地中間管理機構）が間にに入って貸し借りを行うため、安心・確実です。

ここが  
メリット！

- 賃料の徴収・支払いは機構が代行するため、未払いのトラブルがない
- 契約期間終了後は必ず農地が返還されるため、「貸したら返ってこないのでは」という心配がない
- 条件を満たせば「協力金」などの交付金を受け取れる場合もある
- 所有する全農地を貸し付けると、固定資産税が減免される場合がある（※3・4には要件があります。詳しくはお問い合わせください）

「貸したい（借りたい）けど相手がない」場合も、まずは地元の農業委員や役場農政課または町農業委員会事務局へご相談ください。

トラブルに  
注意！

「ご近所だし、信頼してるから」そんな軽い気持ちで、口約束だけで農地の貸し借りをしていませんか？書類を残さない、いわゆる「ヤミ小作」は法律違反になるだけでなく、将来、大きなトラブルの火種になります。

## 実際にある「まさか！」のトラブル

## 所有者側のトラブル

## 「自分の土地なのに、お金を請求された」

長年（20年以上）貸していたら、借り手が法的な権利（時効取得）を主張。土地を返してもらうために、高額な「離作料」を請求されてしまった。

## 「返してほしい時に、返してもらえない」

口約束なので契約期間があいまいに。いざ返還を求めて応じてもらえず、揉め事に発展。

## 「相続したけれど、誰に貸しているの？」

親が亡くなり、子が相続したが契約書がないため、誰がどの条件で借りているのか分からず途方に暮れる。

## 借り手側のトラブル

## 「明日から急に使えなくなる」

所有者の都合で、突然「返して」と言われ、生活の糧を失ってしまう。

## 「相続発生！誰に地代を払えばいい？」

所有者が亡くなり、相続人が不明確なため、誰から借りているのか分からなくなる。

トラブルを未然に防ぎ、大切な農地を次世代へ引き継ぐためにも、必ず正規の手続き（農地バンクなど）を利用しましょう。